

令和元年度市民税・府民税証明書

(参考資料1)

(平成30年中の所得証明)

納税義務者	住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号	
	平成31年1月1日現在住所(所在地)	同上	所得割額が¥0の方が奨学のための給付金申請ができます。均等割額は関係ありません。
	氏名	大阪 太郎	

市民税・府民税額(円)		課税標準額(計)		¥351,000
区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥0	¥3,500	¥3,500	¥5,300
府民税	¥0	¥1,800	¥1,800	

所得金額(円)		以下	余白
営業所得	¥1,630,799		
合計	¥1,630,799		
	以下	余白	

全ての項目において、***表記のものは無効です。申告をして数字の入っているものを提出してください。

所得控除額(円)					
雑損	¥0	生命保険料	¥28,000	障がい者	¥0
医療費	¥11,630	地震保険料	¥0	配偶者・扶養	¥660,000
社会保険料	¥249,999	寡婦・寡夫・特別寡婦	¥0	配偶者特別	¥0
小規模共済等掛金	¥0	勤労学生	¥0	基礎	¥330,000
合計				¥1,279,629	

税額控除額(円)					
区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥0	¥0	寄附金税額控除	¥0	¥0
配当控除	¥0	¥0	外国税額控除等	¥0	¥0
住宅借入金等特別控除	¥0	¥0	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0

控除対象配偶者有・控配	扶養親族	特定	老人(内同居)	16歳未満	その他	合計(配偶者除く)	本人該当	特別障がい	その他障がい	寡婦	特別寡婦	寡夫	勤労学生	事業専従者	
		0人	0人(0人)	1人	1人	2人								区分	**
														専従者数	0人
														給与額等	¥0

特別障がい者(内同居) | その他障がい者 | 合計(除く)

有・控配となっていて、配偶者の税証明書等の提出が必要です。

お子さんが扶養親族に含まれているか、必ず確認してください。含まれていない場合は申告をして正しい証明書を提出してください。

(参考)指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります)

区分	所得割額	均等割額	税額	年税額
市民税	¥0	¥3,500	¥0	¥5,300
府民税	¥0	¥1,800	¥0	

区分	市民税	府民税	区分	市民税	府民税
調整控除	¥0	¥0	寄附金税額控除	¥0	¥0
配当控除	¥0	¥0	外国税額控除等	¥0	¥0
住宅借入金特別控除	¥0	¥0	配当割額・株式等譲渡所得割額控除	¥0	¥0